

自動体外式除細動器（AED）の借入れ仕様書

1 設置台数及び設置場所

（1）設置台数

77 台

（2）設置場所

県立学校（分校、寄宿舎及びえひめ丸を含む。別紙「県立学校自動体外式除細動器（AED）設置場所一覧」のとおり。）

2 借入期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで（5 年間）

3 借入物品の条件等

（1）本体

ア 医療機器として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。

イ 非医療従事者による使用が認められ、速やかに操作ができる機器であること。

ウ 出力波形は二相性波形の除細動器であること。

エ 日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に対応する機器であること。

オ 常に正常な状態で使用できるためのセルフテスト機能を有し、使用の可否を本体が表示していること。

カ 電極パッドは、本体に接続された状態で保管されていること。

キ 電極パッドは、成人／小児共用であること。

ク 長期の使用（5 年以上）に耐えうる機器であり、保証期間を 5 年以上有していること。

ケ 付属品として、次のものを含むこと。

（ア） 専用キャリングケース

（イ） バッテリー 1 式

（ウ） 電極パッド 2 組

（エ） 救急セット 1 式（タオル、ハサミ、蘇生用マウスピース、剃刀、手袋等 1 式）

（オ） その他、標準的な付属品

（2）収納ボックス（取付工事費を含む。）

校舎等の壁面に設置する形状（前面露出型）で、次の要件を満たすものであること。（設置箇所については、施設管理者と協議するものとする。）

ア 導入する AED 本体の設置のために製造されたもので、安全性・耐久性があること（借入期間の使用に耐えうるものであること）。

イ 専用キャリングケースに入れたまま収納できること。

ウ 扉が開かれたとき、又は、AED が取り出された場合、周囲に緊急事態を知らせ

る警報が鳴ること。

エ 収納ボックスの電源は電池を使用し、別途、電源工事を伴わないものであること。

(3) 設置表示

校舎等の壁面に設置する形状であり、AED の設置場所が確認できるものであること。(設置箇所については、施設管理者と協議するものとする。)

4 メンテナンス等

(1) 消耗品の交換

ア 定期交換用消耗品一式（電極パッド、バッテリー等）を交換時期ごとに無償交換すること。

イ AED 使用後に交換が必要となる消耗品（電極パッド等）を無償交換すること。

(2) 電極パッド及びバッテリー交換後は、交換の状況を書面で提出すること。

(3) 故障等により機器の使用ができないと判明した場合、連絡に応じ、速やかに修理等を行うこと。

(4) 借入期間中、貸付人を保険契約者とする動産総合保険を、貸付人の負担により付保すること。

(5) 故障・盗難・破損（故意及び使用者の重過失等を除く。）等があった場合、交換・修理等を行うこと。その際、保険適用範囲外の交換・修理等の費用については、双方協議して決定すること。

5 借入物品の納入

(1) AED は、設置場所に直接納入すること。

(2) 借入物品の納入にかかる費用については、貸付人の負担とし、使用可能な状態に設定し納入すること。

(3) 機器の設置は令和 5 年 7 月 31 日までに完了するものとする。

(4) 納入日及び設置箇所については、施設管理者と事前に協議を行うこと。

(5) AED 納入時に設置場所の職員に対し、取扱い（日常点検・管理の方法）について説明を行うこと。

6 借入物品の返却

(1) 機器の返却は借入期間終了時の状態で返却するものとする。

(2) 借入物品の返却にかかる費用については、貸付人が負担すること。

7 その他

(1) 救急蘇生に関するガイドラインの変更等に伴い、機器設定の変更が必要になった場合は、遅滞なく無償にて対応すること。

(2) 入札に参加する者は、高度管理医療機器等販売・貸与業許可を有する者であること。

(3) 本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じ双方協議して決定するものとする。